

社援保発 1222 第 1 号
令和 3 年 12 月 22 日

各 都道府県・市町村 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業」における各種給付金、給付事業の
生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添 1「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和 3 年 12 月 21 日付け府政経運第 423 号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）により改正された「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」（令和 3 年 11 月 26 日付け府政経運第 399 号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）における「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（以下「支給要領」という。）のとおり、「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」（以下「先行給付金」という。）、「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（追加給付））における給付金」（以下「追加給付金」という。）、「先行給付金及び追加給付金を一括して支給する場合の給付金」（以下「一括給付金」という。）、「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（追加給付））としてクーポンを支給する事業」（以下「クーポン給付事業」という。）及び「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）」（以下「非課税世帯給付金」という。）の支給が市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行われることとなっている。

これらの給付金及び給付事業の生活保護制度上の取扱いについては、それぞれの趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようお願いする。

なお、本通知の適用をもって、「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」（令和 3 年 11 月 29 日付け社援保発 1129 第 1 号当職通知）については廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱い

(1) 先行給付金、追加給付金、一括給付金、クーポン給付事業について

別添2「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定。以下「経済対策」という。）において先行給付金、追加給付金、一括給付金及びクーポン給付事業は、「新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から」支給するものとされている。

また、対象者については、支給要領において、いずれも、

- ・ 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者
- ・ 令和3年9月30日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第5条を準用した場合における児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に規定する所得の額が令第1条に規定する額未満の者に限る。）若しくは新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者
- ・ 基準日において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（配偶者を有している者を除く。以下「高校生」という。）を養育する者（所得額が別に定める額未満の者に限る。）
- ・ 基準日において高校生が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は高校生が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

等とされている。

すなわち、先行給付金、追加給付金、一括給付金及びクーポン給付事業については、いずれも、被保護者も給付の対象とされている。

被保護者に先行給付金、追加給付金、一括給付金及びクーポン給付事業が給付された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的を鑑み、収入として認定しないこととする。

(2) 非課税世帯給付金について

経済対策において非課税世帯給付金は、「新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、(略)、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要」であることから支給するものとされている。

また、対象者については、支給要領において、基本的に、

- ・ 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 3 年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）
- ・ 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 3 年 1 月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和 3 年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和 3 年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの 1 年間の収入見込額（令和 3 年 1 月以降の任意の 1 か月の収入に 12 を乗じて得た額をいう。）又は 1 年間の所得見込額（当該収入見込額から 1 年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

とされている。

すなわち、非課税世帯給付金については、被保護者も給付の対象とされている。

被保護者に非課税世帯給付金が給付された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的を鑑み、収入として認定しないこととする。

（3）その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する、各種給付金については、その趣旨・目的に応じ、別添 3「特別定額給付金及び令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の生活保護制度上の取扱いについて（通知）」（令和 2 年 5 月 1 日付社援保発 0501 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「特別定額給付金通知」という。）の 1 の（3）のイ又はウに該当するものとして取り扱うこと。

なお、例えば、特別定額給付金通知の 1 の（3）のウに該当するものであるが、同イにも該当するものについては、福祉事務所の組織的な判断により、いずれか一方を選択して適用して差し支えない。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が先行給付金、追加給付金、一括給付金、クーポン給付事業及び非課税世帯給付金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、特別定額給付金通知の 2 に準じて取り扱うこと。

以上

府政経運第 423 号
令和 3 年 12 月 21 日

各 都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）

令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について

標記については、令和 3 年度補正予算（第 1 号）が令和 3 年 12 月 20 日に成立したことを受け、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）中「Ⅰ. 2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援」及び「Ⅲ. 2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～」に位置付けられた「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）」の実施に当たり、「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施 について」（令和 3 年 11 月 26 日付け府政経運第 399 号本職通知）における「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」の全部を別紙のとおり改正したので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対する支援及び周知につき配慮願いたい。

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領

この支給要領は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施に当たって必要な事項を定める。

第1部 子育て世帯への臨時特別給付

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）として国庫補助の対象となる事業及びその内容は、次の①～③のうち、市町村（特別区を含む。）が地域の実情に応じて選択し、実施するものとする。

- ① Iの先行給付金（5万円）とIIの追加給付金（5万円）の組合せ
- ② Iの先行給付金（5万円）とIVのクーポン給付（5万円相当）の組合せ
- ③ IIIの一括給付金（10万円）

I 先行給付金（5万円）

第1 支給対象

- 1 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））における給付金（以下「先行給付金」という。）は、次のア～エに掲げる者に対して支給する。

ア 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（法附則第2条第1項の給付を除く。以下「児童手当」という。）の受給者

イ 令和3年9月30日（以下Iの規定中「基準日」という。）の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第5条を準用した場合における児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「令」という。）第3条に規定する所得の額（以下「所得額」という。）が令第1条に規定する額未満の者に限る。）又は新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）若しくは新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

ウ 基準日において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（配偶者を有している者を除く。以下「高校生等」という。）を養育する者（所得額が令第1条に規定する額未満の者に限る。）

エ 基準日において高校生等が委託されている里親等又は高校生等が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者

2 1の規定にかかわらず、先行給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して先行給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 基準日後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により先行給付金を支給される者が、当該者に対して先行給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から先行給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）又は里親等へ委託され若しくは障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生等（以下「高校生等の施設入所等児童」という。）であることを受給者等に先行給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童若しくは高校生等の施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）</p>
<p>③ 基準日の翌日から先行給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して先行給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

第2 対象児童

第1に規定する者（以下Iの規定中「支給対象者」という。）に支給される先行給付金の対象児童（先行給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下Iの規定中

同じ。)は、次のア～エに掲げる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童（ウ及びエに該当する者を除く。）

イ 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

ウ 基準日において支給対象者に養育される高校生等

エ 基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生等の施設入所等児童

第3 支給額

先行給付金の支給額は、第2の対象児童1人につき50千円とする。

第4 実施主体及び支給方法

1 実施主体

(1) 第1の1のアに掲げる者（法第17条第1項に規定する公務員であって、同項の表の下欄に掲げる者から児童手当の認定を受けている者（以下「公務員」という。）を除く。）に支給される15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る先行給付金は、当該者が令和3年9月分の児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行っていた市町村が支給する。

(2) 第1の1のアに掲げる者（公務員に限る。）及びウに掲げる者に支給される先行給付金は、基準日において当該者の住所地の市町村が支給する。

(3) 第1の1のイに掲げる者に支給される先行給付金は、基準日以後に当該者が児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行った市町村（当該者が公務員である場合にあつては、当該認定を行った時点における住所地の市町村）が支給する。

(4) 第1の1のエに掲げる者に支給される先行給付金は、基準日において小規模住居型児童養育事業を行っていた住居の所在地の市町村又は里親の住所地の市町村若しくは障害児入所施設等の所在地の市町村が支給する。

2 支給方法

(1) 1の(1)の市町村は、児童手当関係情報等（過去の児童手当支給情報、住民基本台帳、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金関係情報等を含む。）を参照の上、支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

1の(2)、(3)及び(4)の市町村については、児童手当関係情報等により当該支給対象者への支給に要する情報（所得額や振込先口座情報等）を把握できる場合に限って支給の申込みを行う。

また、第1の(1)のアに掲げる者のうち上記により支給の申込みを行わなかった者、その他市町村において通知が必要と判断される者に対しては、先行給付金の支給申請が必要である旨を通知する。

(2) 支給の申込みを受けた支給対象者は、当該者が以下の表の左欄に該当する場合に限り、1の市町村に対して右欄の届出を行う。

① 支給対象者が、1の市町村へ令和3年10月支給分の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、先行給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給口座登録等の届出書（児童手当支給口座の変更があった場合は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給口座登録等の届出があったものとみなす。）
② 支給対象者が、先行給付金の支給を希望しない場合	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））受給拒否の届出書

(3) (1)の支給の申込みがない支給対象者*は、1の市町村に対し、支給申請を行う。

※ 父母及び児童が同居していない場合（市町村において児童手当の受給資格の認定を受けている場合を除く。）や、児童手当関係情報等により振込先口座情報を確認できない場合等を想定。

(4) 1の市町村は、支給対象者（(2)の②の届出をした者を除く。）に対し、先行給付金を支給する。

(5) (4)の規定にかかわらず、以下の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が、先行給付金を支給する。

① 第1の2の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者を基準日後に住民基本台帳に記録している市町村
② 第1の2の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者が入所等している施設等受給資格者を基準日後において住民基本台帳に記録している市町村（施設等受給者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。）
③ 第1の2の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者から対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求を受けた市町村（これに準ずる手続を行った市町村を含む。）

- (6) 先行給付金は、支給対象者の令和3年10月支給分の児童手当、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金、過去の児童手当の支給等と同じ口座（(2)の①に掲げる届出があった場合は、当該届出書による口座）又は(3)により指定された口座への振込みにより、支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難である場合には、窓口における現金の交付により、先行給付金を支給する。
- また、(2)の②に掲げる届出があった場合は、当該届出を行った支給対象者に対して先行給付金の支給は行わない。
- (7) 第1の2の表の②及び③の左欄に掲げる場合における同表の②及び③の右欄に掲げる者について、基準日の翌日から先行給付金の支給決定日前に児童手当支給口座の変更があった場合は、(6)の規定にかかわらず、当該変更後の口座への振込みにより、支給する。
- (8) 先行給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

3 支給開始時期

市町村は、0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る先行給付金について、年内の支給を目指し、可能な限り速やかに開始するものとする。

また、2の(3)の支給対象者に対しても可能な限り速やかに支給を開始するものとする。

第5 留意事項

- 1 先行給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されている。これにより、行政機関の長等は、先行給付金の支給を実施しようとする場合において、先行給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を、個人番号を利用して管理することができ、当該情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- Ⅱ（追加給付金）、Ⅲ（一括給付金）及びⅣ（クーポン給付）についても同様である。
- 2 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費の国庫補助について」（令和3年11月26日府政経運第398号内閣総理大臣通知）により、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定された令和3年11月19日以降に準備を開始し、事業を実施した場合には、支給対象、対象児童、支給額、実施主体、支給方法その他Ⅰの規定に準拠しているときは補助対象とする。
- Ⅱ（追加給付金）、Ⅲ（一括給付金）及びⅣ（クーポン給付）についても同様とする。

Ⅱ 追加給付金（5万円）

第1 支給対象

- 1 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（追加給付））における給付金（以下「追加給付金」という。）は、Ⅰの第1の1のア～エに掲げる者に対して支給する。
- 2 Ⅰの第1の2の規定は、追加給付金の支給対象について準用する。この場合において、同規定中「1の規定にかかわらず」とあるのは「Ⅱの第1の1の規定にかかわらず」と、「先行給付金」とあるのは「追加給付金」と読み替えるものとする。

第2 対象児童

第1に規定する者（以下Ⅱの規定中「支給対象者」という。）に支給される追加給付金の対象児童（追加給付金の支給の算定の基礎となる児童をいう。以下Ⅱの規定中同じ。）は、Ⅰの第2のア～エに掲げる者とする。

第3 支給額

追加給付金の支給額は、第2の対象児童1人につき50千円とする。

第4 実施主体及び支給方法

- 1 Ⅰの第4の1及び2の規定は、追加給付金の実施主体及び支給方法について準用する。この場合において、Ⅰの第4の1並びにⅠの第4の2の（1）、（2）及び（4）～（8）の規定中「先行給付金」とあるのは「追加給付金」と、Ⅰの第4の2の（1）及び（3）の規定中「児童手当関係情報等」とあるのは「先行給付金関係情報、児童手当関係情報等」と、Ⅰの第4の2の（2）の①の規定中「令和3年10月支給分の児童手当」とあるのは「先行給付金又は令和3年10月支給分の児童手当」と、Ⅰの第4の2の（2）の規定中「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））」とあるのは「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（追加給付））」と、Ⅰの第4の2の（6）の規定中「令和3年10月支給分の児童手当」とあるのは「先行給付金、令和3年10月支給分の児童手当」と読み替えるものとする。
- 2 追加給付金の支給については、地域の実情に応じ、適切な時期に開始するものとする。

第5 留意事項

- 1 支給対象者に対し、既に先行給付金についてのみ申込みを行った上で同給付金を支給している場合において、当該支給対象者に追加給付金の支給を行うに当たっては、改めての申込みを行う。

- 2 支給対象者に対し、既に先行給付金の申込みに併せて追加給付金の申込みを行い、先行給付金のみを支給している場合において、当該支給対象者に追加給付金の支給を行うに当たっては、改めての申込みは要しないものとする。

Ⅲ 一括給付金（10万円）

第1 支給対象

- 1 先行給付金及び追加給付金を一括して支給する場合の給付金（以下「一括給付金」という。）は、Ⅰの第1の1のア～エに掲げる者に対して支給する。
- 2 Ⅰの第1の2の規定は、追加給付金の支給対象について準用する。この場合において、同規定中「1の規定にかかわらず」とあるのは「Ⅲの第1の1の規定にかかわらず」と、「先行給付金」とあるのは「一括給付金」と読み替えるものとする。

第2 対象児童

第1に規定する者（以下Ⅲの規定中「支給対象者」という。）に支給される一括給付金の対象児童（一括給付金の支給の算定の基礎となる児童をいう。以下Ⅲの規定中同じ。）は、Ⅰの第2のア～エに掲げる者とする。

第3 支給額

一括給付金の支給額は、第2の対象児童1人につき100千円とする。

第4 実施主体及び支給方法

Ⅰの第4の規定は、一括給付金の実施主体及び支給方法について準用する。この場合において、Ⅰの第4の1、Ⅰの第4の2の（1）、（2）及び（4）～（8）並びにⅠの第4の3の規定中「先行給付金」とあるのは「一括給付金」と、Ⅰの第4の2の（2）の規定中「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））」とあるのは「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金及び追加給付））」と読み替えるものとする。

第5 留意事項

先行給付金の申込みを行った上で、その支給対象者に対して一括給付金として支給を行う場合において、市町村が改めての申込みは不要と判断したときは、同給付金の支給に当たり、改めての申込みは要しないものとする。ただし、この場合にあつては、一括で給付する旨の広報等に努めるものとする。

IV クーポン給付（5万円相当）

第1 定義

- 1 この要領において「クーポン」とは、掲示、交付その他の方法により使用する証票、電気通信回線に接続している電子計算機に入力することにより使用する識別記号その他これらに類するものであって、商品又はサービスを購入することができるものをいう。
- 2 この要領において「クーポン券方式」とは、市町村等が公募した民間事業者等が運営する店舗等（以下「使用可能店舗等」という。）において子育てに係る商品・サービス（以下「子育て商品・サービス」という。）を購入することができる証票としてのクーポン（以下「クーポン券」という。）を支給する方式をいう。
- 3 この要領において「ID方式」とは、第2に規定する者（以下IVの規定中「支給対象者」という。）専用のウェブサイト（以下「専用サイト」という。）において子育て商品・サービスを購入することができる識別符号としてのクーポン（以下「ID」という。）を支給する方式をいう。

第2 支給対象

- 1 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（追加給付））としてクーポンを支給する事業（以下「クーポン給付事業」という。）において、クーポンは、Iの第1の1ア～エに掲げる者に対して支給する。
- 2 Iの第1の2の規定は、クーポンの支給対象について準用する。この場合において、同規定中「1の規定にかかわらず」とあるのは「IVの第2の1の規定にかかわらず」と、「先行給付金」とあるのは「クーポン」と読み替えるものとする。

第3 対象児童

支給対象者に支給されるクーポンの対象児童（クーポンの支給の算定の基礎となる児童をいう。以下IVの規定中同じ。）は、Iの第2のア～エに掲げる者とする。

第4 支給内容

第3の対象児童1人につき50千円相当額のクーポンを支給する。

第5 実施主体

Iの第4の1の規定は、クーポン給付事業の実施主体について準用する。この場合において、これらの規定中「先行給付金」とあるのは「クーポン」と読み替えるものとする。

第6 支給方法

クーポンの支給の方法は、クーポン券方式、ID方式その他これらに類する方式によるものとする。

1 支給方法

- (1) Iの第4の2の(1)、(3)～(5)及び(8)の規定は、クーポンの支給方法について準用する。この場合において、Iの第4の2の(1)及び(3)の規定中「児童手当関係情報等」とあるのは「先行給付金関係情報、児童手当関係情報等」と、「振込先口座情報等」とあるのは「住所・居所等」と、Iの第4の2の(1)、(4)、(5)及び(8)の規定中「先行給付金」とあるのは「クーポン」と、Iの第4の2の(4)の規定中「(2)の②」とあるのは「IVの第6の1の(3)」と読み替えるものとする。
- (2) クーポンは、支給対象者の住所又は居所への送付により支給する。ただし、送付による支給が困難である場合には、窓口における交付により支給する。
- (3) 支給の申込みを受けた支給対象者がクーポンの支給を希望しない場合は、第5の市町村に対して令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（追加給付））受給拒否の届出を行う。
この場合、当該届出を行った支給対象者に対してクーポンの支給は行わない。
- (4) クーポンは、電気通信回線を通じて支給することも差し支えない。この場合に、電気通信回線を通じて公的身分証明書の画像等を送信させること等により、申請者の本人確認を行う。

2 支給開始時期

市町村は、経済対策の趣旨を踏まえ、令和4年春の卒業・入学・新学期に向けた適切な時期に支給を開始するものとする。

3 支給対象者が転出した等の場合

支給対象者がクーポンの使用期限までに支給を行った市町村から転出した場合その他これに準ずる場合^{*}に、支給対象者が当該期限までに転出元市町村に対して転出先市町村における住所を証明する書類、本人確認書類、振込先口座情報等とともにクーポン券（ID方式の場合は届出書）の送付又は窓口での提出を行ったときには、当該市町村は未使用相当額を現金に換えて支給する。

※ ただし、ID方式にあっては市町村が定める場合に限ることができるものとする。

第7 クーポンの取扱いについて

1 使用期間

クーポンの使用期間は、事業の趣旨を踏まえ、市町村が決定した使用開始日から6か月の間で市町村が定める期間とする。また、当該期間終了後、クーポンは無効とする。

2 使途

- (1) 市町村は、クーポンの使途について、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓くという趣旨に相応しいものとするとともに、0歳から高校3年生相当までの子供及びその子育て世帯のニーズに対応する観点から、地域の実情を踏まえつつ、幅広い分野及び品目となるよう留意する。

- (2) 市町村は、クーポンの使用対象外となる商品・サービス（以下「使用対象外商品等」という。）を定める。

使用対象外商品等を定めるに当たっては、事業の趣旨を踏まえ、次に掲げるものを参考に検討する。

- ① 酒やたばこ等、未成年者の購入が法令により禁止されているものの購入
- ② 明らかな資産形成である、出資や金融商品の購入
- ③ 換金性が高い、商品券、プリペイドカード等の購入
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業を行う店舗等での使用
- ⑤ 国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル等を含む。）

3 換金手続

- (1) クーポン券について

- ① 換金の方法は、市町村における従前の事業での取扱いを踏まえて適切な方法を検討する。
- ② 使用可能店舗等による換金の申出期間は、国及び地方公共団体における類似する事業での取扱いを踏まえ、適切な期間を検討する。
- ③ 換金手続を完了したクーポン券については、換金した金額を的確に把握するため、保管する。ただし、換金した金額を把握する方法が別途確保されている場合にあってはこの限りでない。
- ④ 換金手続を完了したクーポン券について③の把握がなされた後は、適切に処分する。

- (2) IDについて

専用サイトの運営に当たる委託事業者（以下単に「委託事業者」という。）に対し、使用残額に係る費用は支払わないものとする。

4 その他

- (1) 転売、譲渡、換金及び偽造の防止について

事業の趣旨を踏まえ、支給対象者に対し、子育て商品・サービスの購入に活用するとともに、第三者への転売・譲渡や換金については行わないよう周知する。

クーポン券については、釣銭は支払わないものとするとともに、使用可能店舗等に対し、クーポン券の第三者への転売・譲渡や換金の防止について協力を求める。

また、クーポン券の偽造・複写防止措置や券面の記載事項については、市町村における従前の事業の取扱いを踏まえ、適切な措置等を検討する。

- (2) 支給対象者の利便性への配慮

- ① クーポン券について

クーポン券1枚当たりの額面は、地域の実情のほか、事業の趣旨を踏まえ、クーポン券の支給対象者が使いやすい金額を検討する。

- ② IDについて

支給対象者における使用残額が生じにくいものとなるよう、別の支払手段による自己負担額を加算して子育て商品・サービスを購入できる設定とする、取り扱う子育て商品・サービスの価格の設定に配慮する等の方法を検討する。

委託事業者には、商品の配送時期等について支給対象者への周知に努めるとともに、受取に当たっての支給対象者の利便性等にも配慮するよう求める。

支給対象者が専用サイトを使用できない環境にある場合等については、市町村

の窓口において個別対応する等の配慮を行う。

第8 留意事項

- 1 支給対象者に対し、既に先行給付金についてのみ申込みを行った上で同給付金を支給している場合において、当該支給対象者にクーポンの支給を行うに当たっては、改めての申込みを行う。
- 2 支給対象者に対し、既に先行給付金の申込みに併せてクーポンの申込み（「クーポン」と明示せず、追加の5万円相当の給付として申し込む場合を含む。）を行い、先行給付金のみを支給している場合において、当該支給対象者にクーポンの支給を行うに当たっては、改めての申込みは要しないものとする。

第2部 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）として補助対象となる事業及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

第1 支給対象

1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下第2部の規定中「給付金」という。）の支給

対象者は、令和3年12月10日（以下第2部の規定中「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下第2部の規定中同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の（1）又は（2）に該当する世帯の世帯主とする。

（1） 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）

（2） 令和3年1月以降の家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）

ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

- ・ 住民税非課税世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯
- ・ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住居登録されているいずれかの世帯に対し給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

2 1の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 1の（2）について、令和4年度分の市町村民税均等割の課税決定以降に、令和3年1月以降12月までの収入に基づき申請をする場合には、当該課税決定の内容により、支給要件を満たすか判定するものとする。

- 4 1の(2)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や収穫・出荷時期等、通常収入を得られる時期以外を対象月として支給申請した場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないため、支給要件を満たさないものとする。

第2 支給額

本給付金の支給額は、1世帯あたり100千円とする。

第3 実施主体

- 1 住民税非課税世帯については、基準日における当該世帯の住所地の市町村が支給する。ただし、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては別途示すところによる。
- 2 家計急変世帯については、申請日における当該世帯の住所地の市町村が支給する。

第4 支給方法

- 1 住民税非課税世帯への支給
 - (1) 住民税非課税世帯への支給は、実施主体たる市町村において支給対象世帯を抽出し、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」（以下「確認書」という。）を送付する。
 - (2) 支給対象者は、次の事項を確認し、実施主体に対し確認書を送付する。
 - ① 支給対象者の属する世帯が、市町村民税均等割が課税されている者の税法上の扶養親族等のみで構成される世帯でないことの確認
 - ② 支給対象者の登録口座（過去の給付金（特別定額給付金等）の振込口座等、市町村が把握している支給対象者の銀行口座であって、確認書に記載する口座（以下「登録口座」という。））

なお、支給対象者が登録口座以外の銀行口座への振込みを希望する場合等は、振込先口座番号を確認書に記載するものとする（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証及び年金手帳等の写し等の本人確認書類及び金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し等の振込先口座の確認書類（水道料金の引落とし等に使用している受給権者名義の口座である場合は不要）を添付する）。
 - ③ 市町村は、②の確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付金を支給する。
 - ④ 本給付金は、迅速な支給を行う観点から、原則として、登録口座への振込みにより支給する。ただし、実施主体が、登録口座への振込みが困難であると判断する場合又は支給対象者が登録口座以外の銀行口座への振込みを希望する場

合には、支給対象者が指定する口座への振込みにより支給する。また、口座への振込みによる支給が真に困難である場合には、窓口における現金の交付等により支給する。

- ⑤ 確認書の提出がない場合、給付金は支給しない。このため、市町村は、確認書の提出が必要であること等の周知及び確認書の提出がない世帯に対する案内の送付等、支給対象世帯に対し遺漏なく給付金を支給できるよう努めること。
- ⑥ ①から⑤の規定にかかわらず、令和3年1月2日以降の転入者を含む世帯、令和3年度市町村民税が未申告である者を含む世帯等については、市町村は、確認書の送付に代えて、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）」（以下「非課税分申請書」という。）による請求を求めるとしてよい。市町村は、支給対象者から申請があった場合は、支給要件に該当するかを審査の上、給付金を支給する。

2 家計急変世帯への支給

- (1) 家計急変世帯が支給を受けようとする場合には、申請時点で居住する住所地の市町村に対して、郵送又は窓口への持参等により、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」（以下「家計急変分申請書」という。）を提出する。その際、本人確認書類のほか、必要に応じて、家計の状況に関する書類その他の書類等を提出すること。
- (2) 市町村は、家計急変分申請書を受理したときは、当該申請者が支給要件に該当するかを審査の上、支給を決定し、給付金を支給する。
- (3) 支給する市町村は、当該申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付等により支給する。なお、窓口による現金の交付等による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が真に困難である場合に限り行う。

3 支給開始時期

本給付金の支給については、経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り令和3年度内の早期に開始されることが望ましい。

第5 確認書及び申請書の提出期限

- 1 市町村は、確認書、非課税分申請書及び家計急変分申請書の提出期限をそれぞれ設定すること。その際、確認書の提出期限は、確認書の発行日から3か月以内とすることを標準とすること。
また、非課税分申請書及び家計急変分申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。
- 2 本給付金の支給の決定は、令和4年12月31日までに終了させるものとする。

第6 留意事項

- 1 本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されている。これにより、行政機関の長等は、本給付金の支給を実施しようとする

場合において、本給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を、個人番号を利用して管理することができ、当該情報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費の国庫補助について」（令和3年11月26日府政経運第398号内閣総理大臣通知）により、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定された令和3年11月19日以降に準備を開始し、事業を実施した場合には、支給対象、支給額、実施主体、支給方法その他第2部の規定に準拠しているときは補助対象とする。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）（抜粋）

第3章 取り組む施策

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

（2）生活・暮らしへの支援

<お困りの方々への支援>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活は傷んでいる。雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要である。

このため、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する（略）

- ・住民税非課税世帯に対する給付金（仮称）

（略）

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

（2）公的部門における分配機能の強化等

② 「こども・子育て支援」の推進

（略）

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う。具体的には、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給することとし、その際、中学生以下の子供については、新型コロナウイルス感染症対策予備費を措置し、児童手当の仕組みを活用することで、「プッシュ型」で年内に支給を開始する。これに加えて、来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる、子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。ただし、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とする。

（略）

- ・子育て世帯に対する給付（仮称）【再掲】

社援保発0501第1号
令和2年5月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の
生活保護制度上の取扱いについて（通知）

今般、別添1「特別定額給付金について」（令和2年4月30日総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長事務連絡。以下、「総務省事務連絡」という。）及び別添2「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について」（令和2年5月1日府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下、「内閣府通知」という。）のとおり、特別定額給付金及び令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て給付金」という。）の支給が市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行われることとなっている。

特別定額給付金及び子育て給付金の生活保護制度上の取扱いについては、各給付金の趣旨・目的を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう、貴管内実施機関に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。

記

1 収入認定の取扱いについて

特別定額給付金及び子育て給付金は、その趣旨として、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示されている

ことから、こうした趣旨に鑑み、収入認定においては下記のとおり取り扱うこととする。

(1) 特別定額給付金について

特別定額給付金は、総務省事務連絡において、施策の目的として、「感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う」とされ、給付対象者については、「基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者」とされており、被保護者も給付の対象となっている。

被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、収入として認定しないこととする。

なお、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金・見舞金等とは異なり、当該給付金の全額を収入として認定しないこととするので、自立更生計画等を徴取する必要はないこと。

(2) 子育て給付金について

子育て給付金は、内閣府通知において、施策の目的として、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する」とされ、対象児童については、児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）とされており、対象児童のいる被保護世帯も給付の対象となっている。

被保護者に子育て給付金が支給された場合の収入認定の取扱いについては、こうした趣旨・目的に鑑み、平成27年度に実施された子育て世帯臨時特例給付金及び令和元年度に子育て世帯向けに販売されたプレミアム商品券と同様に、収入として認定しないこととする。

(3) その他の給付金について

現下の情勢に対応して、各地方自治体が独自の施策として実施する給付金（商品券等を含む）については、当該給付金の趣旨・目的が、下記のいずれかに該当する場合は、収入として認定しない取扱いとする。

ア 特別定額給付金と同様の趣旨・目的、給付対象者であれば、収入として認定しないこと。

イ 災害等によって損害を受けた見舞金と同様の趣旨・目的であれば、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という）第8の3の（3）のオに定める、「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」につき、収入として認定しないこと。

ウ 子育て世帯、ひとり親世帯、障害者、高齢者等の福祉の増進を図るため、地方公共団体又はその長が支給する金銭という趣旨・目的であれば、次官通知第8の

3の(3)のケに定める額の範囲内につき、収入として認定しないこと。なお、額の範囲についてこれによりがたい場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2の(6)のイにあたるものとして、厚生労働大臣に情報提供すること。

2 多額の預貯金の保有等について

被保護者が上記の給付金を受給したことによって生じた多額の預貯金については、保有を容認すること。

なお、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の問18により、この場合、「必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行う」とともに、「保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない」としているため、こうした点についても周知すること。

また、特別定額給付金の支給において、福祉事務所で把握している世帯員と、基準日(令和2年4月27日)時点における住民基本台帳上の世帯員に差異がある場合に、世帯主(被保護者)に受給時点の世帯員数以上の給付金が振り込まれた場合には、本来受給すべき者に確実に届くように、また、当該被保護世帯の世帯員分が、当該被保護世帯以外の者に振り込まれる場合は、当該被保護世帯の世帯員分について請求を行うように、助言指導を行うこと。

さらに、こうした助言指導においては、家計改善支援事業や、自立支援プログラムにおける金銭管理支援等を活用することが望ましい。当該事業を実施していない地方自治体におかれては積極的に実施されたい。なお、当該事業の実施に要する費用については、国庫補助による支援を実施しているため、活用されたい。

3 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の手持金について

「入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱いについて」(昭和58年3月31日社保第51号厚生省社会局保護課長通知)に定める手持金の累積額には、当面の間、上記の給付金の受給による金銭は算定しないこと。